

「子どもの家ファミリープログラム」規約

第1章 総則

(目的)

1. 本規約は、「子どもの家ファミリープログラム」（以下「本プログラム」という。）を通して、アイキャンの児童養護施設「子どもの家」で暮らす元路上の子どもの成長と自立を、みんなでもに見守り、支えるため、認定 NPO 法人アイキャン（以下「アイキャン」という。）及び、本プログラム申込者が相互に果たすべき役割を定めることを目的として、アイキャンが定めるものです。

(名称)

2. 本プログラム申込者を「アイキャンファミリー」、本プログラムを通して繋がったアイキャンの児童養護施設「子どもの家」の子どもを「アイキャンチャイルド」と称します。

第2章 使途

(対象)

3. 本プログラムを通して集まった寄付金は、アイキャンの児童養護施設「子どもの家」で暮らす子どものみで使用され、次に掲げる項目に対して、本プログラムの寄付金は充当されます。

- ① 食費
- ② 日用品購入費
- ③ 教育費
- ④ 施設維持・修繕費
- ⑤ カウンセリング等に係る経費
- ⑥ 建設・備品購入費（施設増設時に係る経費）
- ⑦ 管理・運営費

(方針)

4. アイキャンの児童養護施設「子どもの家」では、次に掲げる項目順に、子どもの最善の利益に鑑みて、各子どもの支援方針を策定します。

- ① 家族との再統合
- ② 養子縁組
- ③ 自立生活

5. アイキャンの児童養護施設「子どもの家」では、原則として5歳から18歳の男児のみ受け入れを行います。政府機関及び他機関と協働して、地域でサポートを受けられる体制を築いた上で、男児が19歳に達する前に、施設からの退所手続きを完了させます。

第3章 支払

(金額)

6. 本プログラムの寄付額は、一口あたり月額 3,000 円です。複数口のお申し込みも可能です。

(申込主体)

7. 本プログラムの申し込み主体として、個人、法人を受け付けます。

(支払方法および引き落とし日)

8. クレジットカードの支払いのみを受け付けます。

9. クレジットカードの決済日は、初月は申込日当日、翌月以降は毎月 15 日になります。

(税制優遇)

10. 個人の場合は、認定 NPO 法人へ寄付する場合、税制優遇対象となります。

11. 法人が認定 NPO 法人に寄付する場合、特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば、損金の額に算入することが認められます。詳細については、最寄りの税務署へご確認ください。

(支払の遅滞)

12. 登録されたクレジットカードの決済エラー等により、毎月の支払いが確認できず、事務局からの連絡に回答がない場合は、第7章「更新・退会」規約に基づき、退会手続きをするものとします。

第4章 運用

(登録手続き)

13. 本プログラムへの登録手続きは、アイキャンのホームページ上のみで受け付けています。ホームページ上での登録完了後、決済の確認ができた後に、登録いただいたメールアドレスに、アイキャンチャイルドのプロフィールを URL にてご案内します。

STEP1>>>

お申し込み

「規約」「よくある質問」をご確認いただきお申し込みください。



STEP2>>>

決済完了

クレジットカードの決済日については、規約をご確認ください。



STEP3>>>

ご案内

支援助いただく子どものプロフィールをメールにてご案内します。



STEP4>>>

手続き完了

年に2回、子どもたちの成長報告書をお届けしますので、楽しみにお待ち下さい。



(アイキャンチャイルドの決定方法)

14. アイキャンファミリーのアイキャンチャイルドは、子どもの不遇具合（家族背景、精神的な苦痛などの経験等）を指標として、不遇具合の高い子どもから順にアイキャンファミリーに割り当てられます。

第5章 交流

アイキャンファミリーには、次に掲げる方法を通して、アイキャンチャイルドと交流する機会を設けます。

（お便り）

15. 年に2回（8月と2月）、アイキャンチャイルドの成長報告書（成長記録、写真、アイキャンチャイルドからのカード、代表の子どもからの手紙等）をアイキャンファミリーに郵送で届けます。

（オンライン交流会）

16. 年に1回、オンラインでアイキャンの児童養護施設「子どもの家」で生活する子どもと交流できるオンライン交流会を開催します。事務局より、当交流会に関する事前案内を電子メールで行います。

（スタディツアー）

17. アイキャンの活動地を訪問するスタディツアーを通して、アイキャンチャイルドを含む子どもと直接会うことができる機会を設定します。（参加費用は自己負担となります）

第6章 禁止事項

18. （禁止事項）

本プログラムを通して、子ども間の不公平の発生の防止、及び子どものプライバシー保護のために、アイキャンファミリーは、次に掲げる行為をしてはなりません。

- ① アイキャンチャイルドまたは「子どもの家」の他の子どもへの金銭の授与または物の買い与え
- ② ソーシャルネットワークサービス（フェイスブック等）を通して、アイキャンチャイルドまたは「子どもの家」の他の子どもと直接的に連絡を取ること
- ③ スタディツアー等アイキャンが公式に設定した場以外で、アイキャンチャイルドまたは「子どもの家」の他の子どもと直接会うこと
- ④ アイキャンチャイルド個人宛の手紙を「子どもの家」に直接届けること（「子ども家」の子ども全員宛の手紙等は、事務局で受け付けます）
- ⑤ 第三者へのアイキャンチャイルドの個人情報の開示

第7章 更新・退会

(更新)

19. 次に掲げる状況となった場合、事務局よりアイキャンファミリーに連絡をして、本プログラムの継続の意向を確認し、継続に同意した場合は、新しいアイキャンチャイルドのプロフィールをメールにてご案内します。

- ① アイキャンチャイルドが家族の元に戻った場合
- ② アイキャンチャイルドの養子縁組が成立して退所した場合
- ③ アイキャンチャイルドが18歳に達して、施設を退所した場合
- ④ アイキャンチャイルドが施設から脱走した場合
- ⑤ アイキャンチャイルドの保護者または親戚が、無断でアイキャンチャイルドを施設から連れ出した場合
- ⑥ アイキャンチャイルドの最善の利益のため、別の施設にアイキャンチャイルドが移った場合
- ⑦ その他予期せぬ事由が発生し、本プログラムの継続が困難になった場合

(退会)

20. 本プログラムの退会を希望する場合、アイキャンまでご連絡ください。

21. 規約違反や不適切な行為により、退会することが必要と事務局が判断した場合は、事務局はアイキャンファミリーに事前通知をした上で、退会手続きを行うことができるものとします。

第8章 免責事項

(免責事項)

22. 本プログラムでは、アイキャンチャイルドが施設から脱走したり、保護者ないし親戚に無断で連れ出されたりすることがあります。他の施設でもみられることであり、このような場合には、そのアイキャンチャイルドに対するアイキャンの支援が途中で終了する場合があることをご理解ください。

23. アイキャンは、本プログラムにおいてアイキャンファミリーに生じた損害については、アイキャンの故意又は重過失による場合を除いて、その責任を負わないものとします。また、アイキャンファミリー間またはアイキャンファミリーと第三者との間において生じた損害は、一切責任を負いません。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

24. アイキャンは、必要と判断した場合には、本規約の内容を変更することができるものとします。アイキャンが本規約の内容を変更しようとするときは、事前に、アイキャンのホームページで周知するとともに、連絡先（電子メール）を届けたアイキャンファミリーには、事務局より本規約の内容を変更することを通知します。

第10章 個人情報の取り扱い

(個人情報の管理)

25. アイキャンファミリーの個人情報（名前、住所、連絡先等、生存する個人を特定することができる情報の全て）は、個人情報保護法及びアイキャン個人情報保護方針に則り適切に管理します。

(個人情報の利用)

26. 個人情報は、次に掲げる目的達成に必要な範囲内で利用します

- ① ご入会・ご寄付の御礼状、会報等を送付するため
- ② ボランティア情報やセミナー等のご案内をするため
- ③ アイキャンの活動に関するご案内、ご協力お願い等のため
- ④ 活動に役立てる為の調査、統計資料の作成のため
- ⑤ その他、アイキャンからアイキャンファミリーへのご連絡を要する場合

(個人情報の第三者への提供)

27. 個人情報は、次に掲げる場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、第三者への提供を行う場合、該当第三者に対しては、該当個人情報の適切かつ厳重な管理を求めます。

- ① ご本人の同意をいただいた場合
- ② 法的根拠に基づき関係当局等より開示要請を受けた場合
- ③ 個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社に対して、ご本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲で個人情報の取扱を委託する場合

(個人情報の開示および修正等)

28. 個人情報について、ご本人より開示、修正、利用停止等の要望があった場合は、事務局が速やかに対応します。

附則

本規約は、令和4年2月1日より施行する。